

宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託
プロポーザル実施要項

宇城市 総務部 契約検査課

令和6年4月

(事業の概要)

第1条 宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託におけるプロポーザル方式及び委託名については次のとおりとする。

(1) プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

(2) 委託名

宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託

(業務概要)

第2条 業務概要については次のとおりとする。

(1) 目的

総務省が策定した「自治体 DX 推進計画」においては、全ての自治体が足並みを揃え、行政サービスのデジタル化、オンライン化を推進することとされている。その一環として、総務省が、競争入札参加資格審査申請に関するデジタル化に向けた標準様式を定めたことから、本市においても、標準様式に対応する入札参加資格審査申請システムを導入し、運用することで、事業者の事務負担の軽減と本市における審査事務等の効率化を図ることを目的とする。

(2) 履行期限

ア 構築期間

契約締結日の翌日から令和6年11月22日まで

イ 運用期間

令和6年12月1日から令和11年3月31日まで

(3) 提案上限額

提案上限額については次のとおりとし、提案内容に関わらずそれぞれの上限額を超える提案は無効とする。

ア 構築業務委託料

1, 980, 000円（消費税及び地方消費税含む。）

イ 運用業務委託料

4, 670, 000円（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 履行場所

宇城市松橋町大野85番地

(5) 業務内容

宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(6) 担当部署

総務部 契約検査課 契約係

(参加資格要件)

第3条 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）の参加資格要件を次のとおりとする。

- (1) 宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成22年宇城市訓令第6号。以下「要綱」という。）第6条第1項第1号から第3号の提案資格を有していること。

なお、要綱第6条第1項第2号の業務種別については情報処理業務とする。

- (2) 九州管内に本店又は営業所を有し、当該営業所が宇城市との契約締結等の権限を有すること。
- (3) 法人格を有し、仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する単体企業であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 他の提案者と資本関係及び人的関係がないこと。
- (7) 宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等及び第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（審査方法及び評価基準）

第4条 審査の方法及び評価基準に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの審査は、宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下、「委員会」という。）において実施する。
- (2) 評価委員は、提案者の提案内容（企画提案書、提出書類の内容及びプレゼンテーション）について審査を行うこととし、別紙評価基準に基づき評価項目及び評価の視点・指標により審査することとし、提案者ごとに絶対評価とする。

なお、価格点等の客観的な評価項目の評価については、提出書類をもとに事務局で行う。

- (3) 評価点は満点を100点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。
- (4) 本プロポーザルの審査における最低基準点は60点とし、前号により算出した評価点がこれを下回る者は受託候補者とはなれない。
- (5) 複数の提案者の得点が同点（最高点）の場合、評価基準の「企画提案」、「業務実施体制」の順で各項目の評価点の小計が高い者から順位付けを行う。それでも決定しない場合は、評価委員長が決定するものとする。

- (6) 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- (7) 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。
- (8) 合計点数が最高得点を得た者を契約の候補者（以下「受託候補者」という。）とし、受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

（提案内容）

第5条 企画提案書等には、仕様書及び評価基準の記載内容を十分に理解したうえで、下表の項目を最低限記載することとし、追加提案することがあれば、追加記載すること。

大項目	項目及び内容
提案者に関する項目	事業者の会社概要、九州管内の支店の概要
プロジェクト体制 スケジュール	プロジェクト体制
	本業務に関わる担当者の概要（実績等）
	導入スケジュール
導入に関する項目	導入予定システムの特長・導入稼働の実績など
	導入時に想定される作業と作業分担 （職員作業が見込まれる事項）
	システム導入支援の内容
運用保守に関する項目	運用保守体制
	運用支援の内容
	システムの柔軟性

2 提案に係る基本事項については次のとおりとする。

- (1) 事前の説明会はおこなわない。
- (2) 本提案に係る費用は提案者の負担とする。辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出する。
- (3) 質問は指定日までに郵送又は電子メールで受け付け、回答を本市ホームページにて公開する。
- (4) 提出書類は返還しない。また、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (5) 提案内容については各提案者1案までとする。

（手続等）

第6条 本プロポーザルに関する手続等に関しては次のとおりとする。

- (1) 全体スケジュールについては次のとおり予定している。

ア 入札参加資格審査申請システム構築開始

令和6年6月中旬

イ 入札参加資格審査申請システム構築完了及び職員操作研修等

令和6年11月中旬

ウ 入札参加資格審査申請システム運用開始

令和6年12月から令和7年2月

(2) 参加手続等

提案者は、参加申出書等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により各1部提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加申出書（様式第1号）

(イ) 法人概要書（様式1-1号）※パンフレット等も可

(ウ) 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（納税証明書の写し）

※提出期限から遡って3ヵ月以内に発行されたものに限る。

イ 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時まで必着

ウ 提出先

(ア) 郵送及び持参の場合

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地

宇城市 総務部 契約検査課 契約係

エ 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、要綱第11条に基づき参加申出書等の提出期限日をもっておこなうものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(3) 本実施要項及び仕様書等に対する質問

本実施要項及び仕様書等に質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（任意）により電子メールにて提出すること。この場合、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年4月5日（金）から令和6年4月17日（水）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

担当部署のメールアドレス keiyakukensaka@city.uki.lg.jp

(4) 前号の質問に対する回答は、次のとおり宇城市ホームページにて掲載する。

ア 掲載期間

令和6年4月18日（木）までに開始し、令和6年4月26日（金）までとする。

2 提案書提出及びその他の必要書類（以下「提案書等」という。）の提出

前項第2号エの通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受付しないこととする。

ア 提案書（様式第4号）

イ システム導入実績表（様式第4－1号）

ウ 提案見積書（様式第4－2号）

エ 提案内容（任意様式）

前条に記載のある提案内容を最低限記載すること。

(2) 提出部数

各正本1部及びエについては電子データ（企業名等がわからないもの）での提出とする。

(3) 提出書類作成上の注意事項

ア 提出書類は原則として、A4サイズとする。

イ A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

ウ 提案内容については20ページ以内とし、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。また、各ページには番号を付すこと。

(4) 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時まで

(5) 提出先

ア 郵送及び持参の場合

〒869－0592 宇城市松橋町大野85番地

宇城市 総務部 契約検査課 契約係

イ 電子データ

keiyakukensaka@city.uki.lg.jp

3 プレゼンテーション

評価委員に対する提案説明及び同評価委員から質疑応答のためのプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

(1) 実施日時

令和6年5月15日（水）※都合により変更する場合あり。

(2) 会場

宇城市役所

(3) 提案方法

次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容について説明を行う。

ア 説明40分以内、質疑応答10分程度

(4) その他

ア 提案説明に必要なスクリーンは本市で用意するものとし、その他必要な機材については、提案者が用意するものとする。

イ 企画提案書は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。

ウ 企画提案書等の返却は行わない。

エ プレゼンテーションは、非公開とする。

4 審査結果の通知

審査終了後、提案者に選定の結果を令和6年5月31日（金）までに通知するとともに、本市ホームページにおいて令和5年6月上旬（予定）に公表する。

なお、審査結果に係る内容についての異議申し立ては出来ない。

（失格事項）

第7条 本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) プレゼンテーションを無断で欠席したもの。

(3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

(4) 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。

(5) 第3条の参加資格要件を満たさないこととなったとき。

（契約事項）

第8条 受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、速やかに本市と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。

2 前項の協議が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。

3 特定者は契約締結までに宇城市契約事務取扱規則第22条に基づき契約保証金を納付しなければならない。

4 構築業務と運用業務は別に契約書を作成する。

（その他）

第9条 その他については次のとおり取り扱う。

- (1) 提出された書類は、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、宇城市情報公開条例（平成15年宇城市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- (4) 財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。
 - ア 業務名
 - イ 受託候補者の所在、名称及び代表者氏名
 - ウ 受託候補者の総得点
 - エ 提案者総数
 - オ その他必要な事項